羽生市乗合型デマンド交通実証運行計画(案)

令和4年1月

1. 実証運行の目的

高齢者など交通弱者の移動手段の確保やあい・あいバスの補完のため、乗合型デマンド交通を導入するにあたり、本運行前に実証運行を行い、利用状況や運行における課題を検証し、改善することにより、羽生市により適した形での乗合型デマンド交通の本運行につなげることを目的とします。

2. 実証運行内容

* 〇〇〇は、その後の内部協議により、前回の地域公共交通会議(令和3年9月書面会議)から変更となった点です。

		及父になりに示くす。
1	名称	のりあいタクシー
2	実証運行期間	令和4年10月1日~令和7年3月31日
3	運行日	月曜日~金曜日 (ただし祝日・12月29日~1月3日を除く)
4	運行時間	8時~17時(迎えは16時が最終)
5	運行エリア	市内全域
6	運行方式	乗合型デマンド交通 自宅⇔乗降場所 乗降場所⇔乗降場所 乗降場所を設け、自宅又は乗降場所での乗降とする。
7	乗降場所	約400か所【多くの方が利用することが予想される場所 (病院・スーパー・福祉施設・金融機関・駅・お寺・公共 施設等)+あい・あいバスのバス停】
8	利用対象者	市内在住の ①高齢者 (75歳以上) ②障がい者 (身体障害者手帳等をお持ちの方) ※ただし、障がい者 1名につき介助者 1名を同 乗できるものとする。

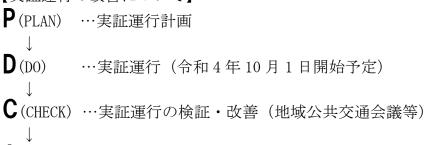
9	運行事業者	羽生タクシー(株)
10	運行車両	3台・ワゴン型1台 (乗車定員6名程度) ・乗用車型2台 (乗車定員4名) ※乗用車型1台は午前(8時~12時のみ運行)
11	運賃	500円/1回(均一運賃) 運賃収受は現金とする 障がい者の方については、介助者1名は無料とする
12	利用者登録	事前登録とする登録内容:住所、氏名、年齢、身体障害者 手帳等、電話番号、FAX 番号等
13	予約受付	運行事業者内に受付オペレータを設置する(最低2名を常駐)
14	予約期間	利用日の1週間前から利用時間の1時間前まで
15	予約受付方法	電話または FAX
16	予約受付時間	8時~17時 月曜日~金曜日 (ただし祝日・12月29日 ~1月3日を除く)
17	予約回数制限	1週間で4回まで
18	契約方式	運行事業者と協定を締結し補助金を交付
19	新型コロナウイ ルス感染症対策	運行車両内でのパーテーションの設置、消毒・換気等の 徹底

3. 実証運行開始までのスケジュール

	運行会 社との 協議	予約運 行シス テム	制度の 周知	事 前登 録	運 行	実 証 運 行	乗 降場 所	車両準備	地域交通会議
令和 3	年度								
1月									
2 月									■4回
3 月	協定 締結	システム 契約			市議会 予算案提出				
令和4	年度								
4 月			周知			21 条 申請	利用		
5 月		シミュレーション					承諾	車両 準備	
6 月			広報誌						
7月	内容 協議	オペレー ター雇用	HP パンフ			21 条 許可			
8月			レット その他	事前					■ 5 回
9月		システム 開始		登録				納車	
10 月						実証運行 開始			

4. のりあいタクシーの改善について

【実証運行の改善について】



▲(ACTION)…本運行の開始(令和7年4月1日予定)

5. 今後の地域公共交通会議について

地域公共交通会議を適宜開催し、のりあいタクシーの導入を始めとする公共交通 のあり方等につきまして、ご協議いただきながら、よりよい地域公共交通の実現に 繋げてまいります。

【実証運行開始(令和4年10月1日)までの会議予定】

●第5回会議(予定)

•開催時期:令和4年8月頃

・会議内容: 実証運行開始等について

資料1 羽生市乗合型デマンド交通実証運行計画(案) についての概要説明

2. 実証運行内容の変更点についての説明

①名称について

IH	新	
_	のりあいタクシー	
変更の理由		

市民の方から分かりやすく覚えやすいように、名称を「のりあいタクシー」と

②運行日について

旧	新
月曜日~金曜日	月曜日~金曜日 (ただし祝日・12月29日 ~1月3日を除く)
変更の理由 あい・あいバスの運行日と統一し、 を運休とする。	祝日と年末年始(12月29日~1月3日)

③運行方式について

少進刊力以に グいて	
旧	新
乗合型デマンド交通	乗合型デマンド交通
ドア・ツー・ドア方式(自宅と目的地	自宅⇔乗降場所
間を運行)	乗降場所⇔乗降場所
乗降所を設けず、市内ならどこでも乗	乗降場所を設け、自宅又は乗降場所での
り降りできる	乗降とする。
変更の理由	·
のりあいタクシーを効率的に運行す	るため、乗降場所を設ける。

4乗降場所について

旧	新
	約400か所【多くの方が利用すること
	が予想される場所(病院・スーパー・福祉
_	施設・金融機関・駅・お寺・公共施設等)
	+あい・あいバスのバス停】
亦再の理由	

<u>多くの方が利用することが予想される病院やスーパーなど市内約400か所</u> を乗降場所とする。

⑤利用対象者について

_ =	
旧	新
市内在住の ①高齢者(75歳以上)	市内在住の ①高齢者(75歳以上)
②障がい者(身体障害者手	②障がい者(身体障害者手帳
帳等をお持ちの方)	等をお持ちの方)
	※ただし、障がい者1名につき介助者1
	名を同乗できるものとする。

変更の理由

運賃の項目に、「障がい者の方については、介助者1名は無料とする」と記載があるため、利用対象者の項目についても「障がい者1名につき介助者1名を同乗できるものとする」と明記するもの。

⑥運行車両について

旧	新
3台・ワゴン型1台 (乗車定員6名程度)	3台・ワゴン型1台(乗車定員6名程度)
・乗用車型2台(乗車定員4名)	・乗用車型2台(乗車定員4名)
	※乗用車型 1 台は午前(8時~12時の
	み運行)

変更の理由

導入自治体の運行状況を確認したところ、午前の利用が多く午後の利用が少ない傾向があるため、乗用車型1台は午前のみの運行とする。

⑦予約受付時間について

0 1 11 11 11 11 11				
旧	新			
8~17時 月曜日~金曜日	8~17時 月曜日~金曜日 (ただし祝日・			
0~11 时 月曜日~並曜日	12月29日~1月3日を除く)			

変更の理由

運行時間の項目と合わせて、祝日と年末年始(12月 29日~1月 3日)を運休とする。

⑧予約回数制限について

旧	新		
_	1週間で4回まで		

変更の理由

多くの方が予約を取れるよう、また、特定の方が多くの予約をまとめて取り 直前にキャンセルすることがないよう、導入自治体を参考に回数制限を設ける。

⑨新型コロナウイルス感染症対策について

の材エコロノノールへ心未足が来につい	,
旧	新
_	運行車両内でのパーテーションの設置、消
	毒・換気等の徹底
変更の理由	
利用者が安心して乗車できるように	新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。